

平成25年白老町議会定例会6月会議会議録（第3号）

平成25年 6月20日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時18分

○議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第 3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

第 3 議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第1号）

第 4 議案第 2号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第 5 議案第 4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

第 6 議案第 5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 7 議案第 6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

第 9 議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

第10 報告第 1号 平成24年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第11 報告第 2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

（1）株式会社白老振興公社平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画

（2）一般財団法人白老町体育協会平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画

第12 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

第13 特別委員会の設置について

第14 承認第 1号 議員の派遣承認について

第15 意見書案第 6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

第16 意見書案第 7号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）

第17 意見書案第 8号 輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書（案）

第18 意見書案第 9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）

第19 委員会所管事務調査の報告について

（議会運営委員会）

（広報広聴常任委員会）

○会議に付した事件

- 議案第 3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 議案第 1号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 議案第 5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 報告第 1号 平成 24 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
（ 1 ）株式会社白老振興公社平成 24 年度事業報告及び平成 25 年度事業計画
（ 2 ）一般財団法人白老町体育協会平成 24 年度事業報告及び平成 25 年度事業計画
- 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 特別委員会の設置について
- 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 意見書案第 6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）
- 意見書案第 7号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）
- 意見書案第 8号 輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書（案）
- 意見書案第 9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）
- 委員会所管事務調査の報告について
（議会運営委員会）
（広報広聴常任委員会）

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 氏 家 裕 治 君 | 2 番 吉 田 和 子 君 |
| 3 番 斎 藤 征 信 君 | 4 番 大 淵 紀 夫 君 |
| 5 番 松 田 謙 吾 君 | 7 番 西 田 ・ 子 君 |
| 8 番 広 地 紀 彰 君 | 9 番 吉 谷 一 孝 君 |
| 1 0 番 小 西 秀 延 君 | 1 1 番 山 田 和 子 君 |
| 1 2 番 本 間 広 朗 君 | 1 3 番 前 田 博 之 君 |
| 1 4 番 及 川 保 君 | 1 5 番 山 本 浩 平 君 |

○欠席議員（1名）

6番 坂下利明君

○会議録署名議員

2番 吉田和子君

3番 齋藤征信君

4番 大淵紀夫君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|--------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 白崎浩司君 |
| 教育長 | 古俣博之君 |
| 理事 | 山本誠君 |
| 総合行政局長 | 岩城達己君 |
| 総合行政局行政改革担当課長 | 須田健一君 |
| 総合行政局財政担当課長 | 安達義孝君 |
| 総合行政局企画担当課長 | 高橋裕明君 |
| 総務課長 | 本間勝治君 |
| 税務課長 | 小関雄司君 |
| 生活環境課長 | 竹田敏雄君 |
| 町民活動担当課長 | 中村英二君 |
| 産業経済課長 | 石井和彦君 |
| 産業経済課営業戦略担当課長 | 大黒克己君 |
| 健康福祉課長 | 長澤敏博君 |
| 健康福祉課高齢者介護担当課長 | 田尻康子君 |
| 建設課長 | 岩崎勉君 |
| 教育課長 | 五十嵐省蔵君 |
| 教育課総務社会教育担当課長 | 葛西吉孝君 |
| 病院事務長 | 野宮淳史君 |
| 消防長 | 前田登志和君 |
| 監査委員 | 岡英一君 |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡村幸男君

主査 本間弘樹君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。
それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。
-

◎議案第 3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議案第3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高橋企画担当課長。

- 総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 議案第3号でございます。議3-1ページをお開きください。白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について。

白老町地域の元気臨時交付金基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月14日提出。白老町長。

議案説明でございます。議3-3ページをお開きください。

白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について。

平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施を目的として、地方の負担額に応じて国から「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」が交付されることから、その財源の一部を基金に積み立て、平成26年度に実施する事業の財源に充てるため、本条例を制定するものである。

以上でございます。

白老町地域の元気臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 町が国から交付を受ける地域の元気臨時交付金(以下「交付金」という。)を活用し、公共投資を円滑に行い、町内における経済の活性化及び雇用の創出を図るため、白老町地域の元気臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、交付金のうち一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要な公共投資の財源に充てる場合限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございました方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。議1-1をお開きください。平成25年度白老町一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,861万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億3,861万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 国の第一次補正予算に基づく地域の元気臨時交付金の事業についてお伺いしてもよろしいですか。先般説明いただきましたけど、この中の最後のページですけれども、町の取り組み過程というところで有識者会議を北海道にて開催となっておりますが、意見内容、通知日とあるのですが、この意見内容、通知日というのはどう意味なのか。その前に採択予定通知というのがあるのですが、その後に意見内容、通知日となっておりますがどのような意味なのか。どうもよく分からないのですけれども。

○議長（山本浩平君） 平成25年度緊急雇用創出推進事業の参考資料が配られました。その5番、町の取り組み経過というところの質問でございます。一昨日に配られた資料の平成25年度緊急雇用創出推進事業（起業支援型雇用創造事業）の5、町の取り組み経過というところです。

西田議員、質問をもう一度分かりやすくお願いします。

○7番（西田・子君） 先般、起業支援型雇用創造事業の概要という資料をいただきまして、この中の5番に町の取り組み経過というところがございまして、この中で有識者会議を北海道にて開催というのがあるのですが、最後の意見内容、通知日と書いてあるのですが、有識者会議が開催された日は、5月20日、6月12日とそれぞれ書かれているのですが、意見内容、通知日とはどのような意味なのかということをお伺いしたいのです。この採択に当たっての要望書の提出、採択予定通知というのも日付が入っています。それに対して意見内容、通知日というのは、これは道のほうから白老町に来たものなのか、どういうものなのか、そのところがわからないのでご説明していただきたいということです。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 採択内容の日がちでございまして、これにつきましては道のほうから採択の通知として来ている日がちでございまして。意見内容も道のほうから白老町に通知がきている日でございまして。

○議長（山本浩平君） 7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） それでは、採択予定通知と書いてある日がちがあります。それに対して採択予定通知が4月27日、5月17日と2つありますが、これについて採択しますよという意味だと思うのですが、その後には有識者会議があって、意見内容通知日というのは白老町にこのような内容で受けましたというような意味なのか、内容が来るのか、何を通知してきたのかよく分からないという意味なのですけど。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） そちらの内容につきましては、事前に道のほうからその事業に対して聞きたいこととか質問事項がありまして、それに対して答えているのですけれども、実際に事業を採択するために有識者会議の中でいろいろどういう結果になるかということの通知でございまして、中身は有識者会議での意見が書かれたものが届いている通知日というようになってございまして。

○議長（山本浩平君） 流れと通知の内容を聞きたいということですよ。高齢者のほうと観光の6次産業あると思います。

石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 有識者会議からの意見の内容でございましてけれども、こちらにつきましては、まず委託先の経営状況についてどういう状況であるのかということに対して意見をいただいております。その中の意見につきましては、有識者から意見が出てきているのと同じように委託事業の実施による雇用の継続への期待ということで意見が付帯されてございます。

先ほど申しました経営状況につきましては、有識者会議の中でお話しされておりました、意見を出されてきておりますし、同じように2点目の雇用の継続についても有識者の意見が提出されてございます。この内容でございますが、委託先の現状等につきましては、資金管理及び労務管理に留意をしてくださいという意見でございます。

それから、同じように委託事業の実施にかかわる雇用継続への期待ということでございますけれども、こちらにつきましては、事業開始時に町と連携して研修プログラムをつくるなど研修の進捗管理と人材育成の成果を確認できるよう努めてくださいという意見でございます。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 高齢者・障がい者日常生活支援事業のほうでございますけれども、有識者会議でいただいたご意見の内容をご説明しますと、委託先の経営状況へのご意見でございますが、資金繰りに注意してくださいという内容でございました。

次に、実施にかかわる雇用継続への期待ということでございますけれども、これは福祉サービスの事業化の取り組みに期待すると。もう1点は、事業のコーディネートをできる人材の育成に努めてくださいということでございました。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） わかりました。この有識者会議を北海道で開催ということであれば、この有識者会議というのはどのようなメンバーで、どのような位置づけの中で開かれたのか。これは道のほうでちゃんと審査したから大丈夫だよという意味の有識者会議だと受けとめていいのか。その辺も詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 有識者会議の設置目的でございますけれども、起業支援型の事業で、まず起業後10年以内の若い企業が成長するために実施することにより、地域での雇用の受け皿として拡大をしていくものであるために、事業終了後も委託先で雇用が継続し、なおかつ委託先が将来の雇用の受け皿となり得る企業であるか否かについて十分に検討するということになってございます。このような観点から委託先として適正かどうかを判断するために、構成メンバーとしては金融機関、それから起業支援の専門家、それから学識経験者等の有識者で成り立ってございます。人数につきましては複数という形になってございまして、意見聴取、審査をするときには2名以上の方に入っているという状況になってございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。私は内容的なことを伺いたいと思います。道が許可したということですが、白老町が募集して、そして責任を持って提出したことになると思いますので、その点について伺っていきたいと思います。まずは13ページの高齢者・障がい者日常生活支援事業について伺いたいと思います。

1点目、実施主体者は、先ほど説明ありましたように設立10年以内のNPO法人に委託をするということですので、わらびさんになるということで説明がありました。これは該当するの

だろうと思ったのですが、公募したときにここ1カ所だけだったのか、その点を伺いたいと思います。

もう1点、この事業というのは失業者を雇い入れて、そして実施につながるということが条件の一つだったと思うのですが、事業内容を見ましても2名雇用して、その方々が高齢者や障がい者の日常生活支援がどれだけ必要かというニーズ調査をするということになっています。その説明の中に、行政によるこういった方々の日常生活を十分ケアできない。町内会や地域コミュニティによる助け合いも高齢化になって難しくなっているといった説明がありました。ここで疑問というか、大丈夫なのかなと思ったのが、こういった方を雇用するのかなと思ったのです。ニーズ調査というのは単身者の所へお伺いするではないですか。こういったことで困っているのか、こういったサービスを必要とするのかということをお伺いしてお聞きするのではないかなと思うのです。地域コミュニティをつくるのに町内の人でもなかなか中に入れられないということで、うまくいかないと言っているわけです。ところが新しく失業者を雇用して、その人達が伺って個人個人の状況を調査するということがうまくスムーズに行くのか。ではどのような資格を持っている人なのか。こういった事業をやっていた人、介護に携わっていた方々になるのか。人材の探し方はどのようにされているのか。その辺はどうなるのかと思っていました。

それともう1点は、生活支援検討会議でニーズを調査してやると言っています。この中で調査をした後に生活支援の検討を会議設けてやるということなのですが、民生委員さんだとか、それからケアマネさんだとか、福祉関係者だと思えるのですが、これを選出するのは誰なのか。わらびさんが中心になって選出していくのか、そしてわらびさんが中心となって会議をやっていくのか。その辺どのようにするのか伺いたいと思います。

それともう1点、孤食対策事業として、福祉ボランティアや社会教育団体等と連携し、障がい者、単身者、高齢者が集う地域食堂の支援を図るというのですが、金額的に16万円くらいですが、これはこういった支援なのかを伺いたいと思います。

それともう1点。この事業内容に権利擁護啓発事業というのがあります。この内容を見ていくと、今後高齢化が進むようになりまた認知症の方々が大変ふえて、判断能力の低下などによって思うように外出できないとか、それから身内が近くにいないとか、そういったことでいろんな被害を受けるだとか金銭管理が十分できないということで、これは弁護士とか司法書士とか専門の資格を持っている人が後見人資格を要望して裁判所が認定して初めてなれるのが後見人だったのです。それが今回、2011年に老人福祉法の改正で、今の状況では間に合わないということで市民後見人の育成は市町村の努力義務になりました。そういったことで、各地で市民後見人の講演会、これは市民後見人を育てるための講演会だと思うのですが、わらびが中心になってこれから市民後見人制度をやっていくのか、それともただ研修会だけやっていただくのか、白老町としてこの市民後見人制度をどうやっていくのかということきちっと持っていらっしゃるのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大きく5点です。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 5点ほどご質問あったかと思いますが、まず1点目です。どういう方が雇用されるかということでございますが、まず2名ということで、日常生活の支援事業のニーズ調査を行うに当たって当然ここには個人情報が含まれます。ということで訪問活動中心ではなく、実際ニーズ調査は65歳以上の方をランダムに地域別、年齢別に抽出しまして、郵送でアンケートを送付してご回答いただくように考えています。委託先には個人情報はお渡しせず、行政のほうで責任を持って行う考えでございます。

そういうことですので、雇用の方2人につきましては、資格とか専門家という方ではなく、年齢的にはできれば40歳から50歳ぐらいの方を想定しておりますけれども、特に資格などは要さないをお願いしたいと考えてございます。その方たちは、その中に要援護者の部分について町内会とか、民生委員さんのところにお伺いしていただいて、いろいろ周知をしていただくように考えております。これから要援護者の検討もしなければならない部分がございます、周知関係もしなければならないと考えてございます。それで、そういったところを行政の肩がわりとして周知をしていただくために置いていただく考えでおります。

検討会議の内容でございますけれども、メンバー構成は、当然高齢者、障がい者の制度で埋まらない部分のご意見をお聞きしなければいけないと思っております。実際に町内で行っているサービス内容というのは制度に基づいたものがほとんどでございます。なかなか高齢者、障がい者がふえていく中で日常生活全般的にお困りになっている声を実際行政では集約というか調べていなかったのが現状でございます。それで、行政と委託先と協力しながらメンバー構成は選んでいく考えでございます。

4点目の孤食対策の関係でございますけれども、この金額でこういった内容でどういう事業を行うかという話なのですけれども、実際に既に委託先のほうでは孤食対策として、川沿にありますハーモニーで月2回のうち1回を地域食堂としてかかわってございます。始めてからまだ日が浅いというようにお聞きしております。今後福祉関係のボランティアの方々ですとか、社会教育関係の団体の方とかにご協力していただきまして、またそこで当然地域食堂とするので調理する方を確保しなければできません。その方たちに対するかかる費用と考えております。

権利擁護の部分でございますが、権利擁護と言いますと高齢者の虐待または後見人の問題だとかをご理解いただくための研修会と、そういう権利擁護の部分で先進的な地域が全国でございますので、道内外かかわらず、白老町にはこういったものがあてはまるかという調査費用も盛り込んでおります。先ほど市民後見人のお話がありましたけれども、法的改正の中では、国のほうで努力義務と言っております。白老町も今後、これから先、既に認知症の疾患の方だとか、それから知的障がい、精神障がいの方がいらっしゃる中で、当然市民後見人制度をきちっと構築していかなければならないということを踏まえておりますので、今年度中にその整備をするためにどういう形にするのかは、早目の時期に方向性を決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 公募は1カ所だったのかという質問にお答えください。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 漏れがございましたのでお答えいたします。

起業支援型については、提案式というものも加わっています。それで、委託先のほうでは企画提案方式という形で、今回の高齢者・障がい者の支援に対するニーズ調査を行って問題、課題点を洗い出し、それから制度外のサービスの必要性や地域の個々の実情に応じた需要化を図るということにつなげて雇用拡大を図りたいというような計画案を出された事情でございます。ということで、特に公募はしておりません。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。大体の状況は把握できましたけれども、ニーズ調査の対象は地域別、年齢別で選別してやっていくということなのですが、その選別は行政がやるのか、それともこの法人に任せるのか。ちょっとひっかかるのは、申しわけないのですが、わらびさんは有償ですけれども本当にいろんな町がやっているサービスのすき間、それからヘルパーさんができないすき間を埋めていく、そういった事業を大変な中で努力されているのはわかるのです。ところがこういったこれからサービスを必要とする人たちの調査というのは、即仕事に結びついて、それが目的なのか。独自に1カ所に集中してしまうことにはならないか、その辺は大丈夫なのかというのがあったのです。事業をやっている人たちが調査をする。そのために国からお金をもらってやる。そしてすき間を埋めていくのは行政だけではできないですから、必要なのですけど。事業をやっているNPO法人が一括でやって、会議はやっていくのですけれども、個人情報を入らないと言っていました、その情報は一括してそこに状況わかんと思うのですが、そういったことが1カ所に偏っていくことはないのか、その辺が気になるところです。

もう1点、今お話の中で市民後見人、これから大きな課題になってくると思います。大変重要なことですし、大変難しい制度です。やっぱりその被害も専門家の弁護士がやっても被害が出ているという後々大変すごいものがあります。それから、NPO法人もそうなのですが、いろいろな問題を起こしているところもありまして、そういう補償の問題もあります。そういった中で、市民後見人制度は、先進地を調査するとおっしゃっていましたがけれども、苫小牧市あたりもそうですが、まず専門家によってどういった形でその自治体としてこれを進めていったらいいのかということをごきちっと検討します。ところが白老町は先にNPO法人に出してしまっているわけです。出しているような形に私にすると見えたのです。白老町がどういう形で進めていくか、専門の町職員はこれにかかわるべきだと思います。先進地視察をするのも。それをNPO法人がやって、それを行政が受けて、そして行政としてどうするか検討されるのか、それでは逆のような気がするのです。町できちっとした方針を持って、その上で、町でどういったところに先進的なものがあるのか、どういったことでそのような人たちを守っていけるのかという町の基盤がきちっとしないでNPOへ持って行くということが、私は逆に進んでいるような気がするのですが、その辺の考えを伺いたいと思います。

もう1点、先ほど聞けなかったのですが、この事業の説明を聞いていて、17ページにある観

光の関係なのですが、農業生産法人、これも10年間のいろいろな条件には合っているからこのように提出されて、道のほうも認めたと思うのですが、すごく気になっているのは、25年の3月に設立しています。農業生産法人を。この事業があることがわかって設立したのかと一瞬思ってしまったのです。申しわけない、疑うということではないのですが、設立してこんなにすぐ仕事もらえる。この人たちはたしか前からやっているということは聞いているのですけれども、このことがあって急きよ農業生産法人を設立したわけではないですね。これはきっと聞かれると思うのです。そういったときにきちっと説明ができないと困りますので、その辺教えていただきたいと思います。農業生産法人というのはどういったものなのか、その法人とはどういう資格で、どういった経緯でできたものなのか。その説明と、設立が余りにも近すぎて何かこのために設立をしたのかということが疑問なのですが。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） ご質問にお答えいたします。まずニーズ調査の抽出の関係でございますけれども、先ほどお伝えしたように当然個人情報がございますので、委託先のほうには個人情報をお渡しせず行政のほうで抽出いたします。ご回答後発送していただくときは、回答書の中には個人のお名前とか住所とか入れずに回答していただくというふうに考えておりますし、行政のほうにいただくという形をとりたいと思います。

2点目の検討会議の後の結果の関係だと思うのですが、これは当然そこにはどういった問題点がある、課題点があるといったところを検討していただいて、行政も入りますが、いろいろ実情があらわれてくると思うのです。そうしたときに今回の本来の目的の起業支援型ということで、委託先で既にやっている事業プラス新たにやらなければならないものがあるならばそこになるでしょうし、またほかの町内の高齢者福祉事業者で行うべきところがあればそこに検討していただくと。もしくはどちらにも当てはまらず行政で行わなければならない事案がありましたら、それをもとにして検討させていただくことになろうかと考えております。

あとは市民後見人の関係でございまして、先ほどもお話ししたとおり、今年度の早い時期に町としてどういう形をしたらよいのか検討していきたいと考えております。ですので、どこにどうこうという具体的なものというよりは、この起業支援型事業の権利擁護については、市民後見に特化している話ではないのです。それはまた別として考えていただきたいと思うのです。そこで市民後見の部分で構築するためのものではございませんので、まずこの中には、高齢者虐待の問題を主として考えているのです。市民後見の部分も含めてはいるのですけれども、高齢者虐待とか、精神障がいのご家庭の虐待の部分もあるかと思うのですけれども、その辺のご理解をいただくために、周知をするための費用と考えています。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） まずご質問の農業生産法人というところでございます。農業生産法人は、農地法上の耕作目的での農地の取得が認められている法人でございます。この法人になるためには4つの条件が必要になります。

1 番目は、法人の組織ということで、これは農業協同組合法に基づく農事組合法人、あるいは会社法の株式会社または持分会社のいずれかであることということでございます。

2 番目として、事業の要件ということで、法人の主たる事業が農業であることということが必要になると。

3 番目の要件としまして、構成員の資格でございますが、これについては、もちろん農業に従事する者というのにも該当しますし、あるいは農地とか採草放牧地を提供した方こういった方もその資格の要件に該当します。

最後、4 番目でございますが、経営責任者の要件ということで、経営責任者の数の過半数を法人の常時従事者である理事等で占めるというような要件があつて、この4つをクリアすることによって農業生産法人というふうに認められるということでございます。

それから、もう1点の設立が25年の3月ということで、この事業を想定しているのではないかというようなお話でございます。確かに近いのでそのような思われることもあるかもしれないのですが、実際はこういう事業に関係なく白老のほうでやりたいということで既に計画を立てておまして、既にこの事業とは別に事業を開始してございまして、それも飛生のほうで農作物の種まきとか苗つけとかというものは行っております。今回の提案が議会で承認いただければまたこの事業を展開するという形になってございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君） 権利擁護啓発事業なのですけれども、虐待のほうが先なのですと話されました。この説明文では成年後見人制度と先に書いてあるものですから、私はどちらかというところの方が重く思っていました。なぜかというところ、虐待防止ネットワークがきちっと白老町にあるのです。これも先進的に取り組まれて、状況を把握しながら会議を開いています。そういったことでは不十分だったのか、だからこういった形にまたなっていくのか、そのネットワークとの連携はどうなっていくのか、こちら側が中心になるのか、ネットワークが中心になっていくのか。その辺はどのように捉えられているのかということが1点。

それから、先ほど私質問したことにえっと思ったのですが、白老町も必ずやっっていなければならないということなのですが、私伺ったのは権利擁護のほうが進地を視察するという話でした。では今話を伺っていると、そういう虐待防止とかそういうことの先進地を優先的にやっっていくということなのですか。後見人はまだまだその町の体制ができてないから、そちらのほうの視察ではないということで捉えてよろしいですか。その点を伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今のご質問でございますけれども、こちらの説明の中で確かに成年後見のほうに先にかかれていたので、訂正いたします。

高齢者の虐待の関係では、なかなか水面下で埋もれている部分がございます、周知もされていないところもございます。確かに包括支援センターのほうで相談窓口がございますけれども、なかなか浸透しないところもございますので、そういう周知も含めているというように考

えております。

この先進地の関係のところでございますけれども、市民後見としてまだまだ全国的に広まっていない事情がありますので、早くから行っているところを視察するということなのですけれども、国のほうも市民後見人の制度につきましては、はっきりした形ができ上がっていないのが実情でございます。ですので、その地域に応じた形というのがあるというような少ない情報なのですけれどもなかなかこういう形ができていないというところがありますので、白老町にとってどういう形になるのかということも含めまして、視察を考えてございます。

○議長（山本浩平君） ネットワークとの連携に関しては答えましたか。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 高齢者虐待防止ネットワークのほうです。ずれるかもしれませんが、その中の高齢者虐待の原因として、認知症高齢者の方がふえているというのがあると思うのです。その中で見守りも含まれるというふうに考えております。では虐待の関係のネットワークづくりが全て白老町にとって完全なのかといいますと、見守りのほうも含めましてまだおこなっているというふうに考えております。そういったところも含めまして、今後、認知症高齢者とか高齢者全般の部分について見守りネットワークづくりという部分で構築しなければならないということも含めましてそういった内容も含んでおります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 松田です。今の項目、起業支援型雇用創造事業の観光型のほうなのですが、この事業やるのも大変いいことだし、生産したものを販売するのも観光と連携してやることもいいことです。ですから私は先ほど基金をつくることにも賛成しました。しかし24年度事業がなぜこの25年度にずれ込んで、25年4月から6月に事業を開始していただきたいと。いただきたいというこの言葉もおかしな言葉だと思うのですが、ざっくりばらんに言うと約4,000万円かけてこの1年の事業です。起業家も支援する、雇用も創出する。雇用も2分の1ですから2,000万円以上の雇用効果があるだろうという事業です。しかしながら、まずブロッコリーとカボチャを植えて、ことしは補助金きて渡すだけですからいいです。では、継続のできる方とやっているわけですから、来年この4,000万円ぐらいの農業生産ができてこれだけの雇用が生まれてやっていけるのかということなのです。白老町の気候環境、今までの農業環境からいって、ブロッコリーやカボチャを植えて4,000万円の生産額が上がる事業があるのか。今白老でやっている企業あります。このくらいの人を使って北海園芸さんがやっています。しかし、ことしにあてはめると6月から生産して8月くらいで生産終わりです。10月になると凍結して、早かったら雪も降るし。ですからそこからいくと、これは生産が目的ではなく、雇用の創出という形をとってお金をくれるだけの事業だと私は思っているのです。問題は来年です。来年度この事業が継続されなければならないし、2分の1の2,000万円としたら、200万円ずつ雇用するとしたら10人です。こういう継続されるような、町がきちっとした試算のもとにこの事業を後押しして、この事業者を育てていけるのか。それから、起業家が来年も10人くらい使って農業生産

をしなはずっと継続していけるのか。少なくとも未来に向かってです。その考え方をお聞きしたいと思うのです。また失敗したとき、今から失敗したときと言うと悪いのですけれども、誰が責任を取るのかということまできちっと考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 何点かご質問がありました。まず、24年からの国からの事業で、なぜこのような時期になったのかというご質問でございます。これにつきましては、今回の募集はことしの2月くらいに国から道を通して町に通知がありました。6次産業化に向けた取り組みは喫緊の課題と捉えていまして、それをどのような形で組み立てていくのか、このような100%補助事業があるということで、そういった中で事業の組み立て等を検討してきましたが、いろいろ試行錯誤しまして、これといったスッと事業の推進に至らなかったというのがまず一つの原因でございます。

次に、ある程度事業を組み立てて、委託先の選定とかそういった部分に慎重を期したということで時間を要したことが上げられると思います。さらに有識者からの意見を踏まえて今回上程させていただこうと考えていましたので、有識者の意見も今週に来たというような状況でございますので、そういったことから本議会の提案となったということでございます。

それから、約4,000万円ということで、次年度以降も事業化していけるのかというような話の中で、ブロッコリーとかカボチャ、既にもうこの7月になってどうなのかというようなお話もありました。先ほども触れましたけど、この事業が採択されるか、提案承認をいただけるかどうか別にしまして、既に事業として種まき、苗つけを行っておりまして今週ぐらいには終わる予定でございます。それはこの事業を前提としているわけではなく個人的にやられるものでございまして、それらを活用して加工品をつくるというようなものは、今回承認いただければこのような中で事業を進められるのかなというふうに考えてございますし、イチゴ等のハウス栽培もこの事業で計画されてございますので、そういった部分で時期をずらしながらやっていくという計画になってございます。そういった中では次年度以降の継続性という部分、これにつきましてはなかなか絶対大丈夫だというようなことを今の段階で言うことは難しいと思いますが、この事業を継続的に推進していかなければならないという責任の中で、今回の事業をきちっと支援しながらやっていきたいというように考えておりますし、仮に、なかなか継続が難しいということになったとしても、町の責任としては今後もこのような補助事業を探しながら活用して、6次産業化に向けた事業を次年度以降も推進できればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 言っていることはそのとおりです。だからやっている。まちを挙げて6次産業を推進していくのであれば、ことしは100%補助金で、来年度はゼロです。やるのはいいのだけど、5年、10年と継続していくには町がここに投資や補助をするという姿勢や考え方がきちっとあって成り立つと思うのです。うまくいくかいかないか自信がないと言ったけれども、自信がないような仕事をやってどうするのですか。いいことなのです。売ることもいいし

この事業に反対しません。大切なことは、やっぱり来年も再来年も雇用を創出できるように町がどれだけ6次産業として位置づけて、これを継続してやれるような考え方をきちっと持った中でやるべきではないかと言っているのです。そういう考えなしでこの降って湧いたように去年の24年度の補助金が余ったから、ことしはめくらめっぽうに上手くいくかどうかわからないけどやるのだというような考えではいけないと思うのだ。ですから、少なくとも継続できるための来年、再来年に町がどれだけ支援してやれるか。この考え方をきちっと持ってやらなければ、この事業なんて目に見えている話なのです。その辺の考え方だけお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 先ほどの答弁で自信がないというように捉えられたかと思いますが、自信がないということではなく、今回の9名が次年度以降も100%雇用されるということに対しては今の段階ではお答えできないと。ただし、もちろん100%雇用していただくような形で町も今年度精一杯その企業を支援していきたいと思っております。その辺自信がないというように捉えられたという部分についてはおわびしたいと思います。

今後、次年度以降も継続してこの事業ができるよういろいろと町の投資が必要であるという趣旨の質問かと思っております。昨日も一般質問でいろいろ財政状況のご質問がございました。今段階で26年度の予算等にこの6次産業化の投資という部分の予算を確保するというようなお約束はできないと思っております。ただ我々担当課といたしましてもこの予算獲得に向けてはぜひ一生懸命やっていきたいと思っておりますし、人的な支援についても来年度以降も継続してやっていきたいと思っておりますので、この辺については必ずこの事業は成功させなければならないと我々も強い意志で臨みたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 確認しておきますけど、今言った4,000万円の2分の1の雇用は失業者ということですが、例えば4、5万円の国民年金もらっている人が小遣いほしいということは失業者に当てはまるのか。もちろんきちっとしてやるのだらうけれども、年金者を集めて5万円か7万円を使ってそういう回転の仕方をするのかどうか。失業者と言う以上は、きちっとあすの生活を求める方を言っているのです。年金者の小遣いほしさでやるわけではないと思うのです。その辺の考え方だけきちっと聞いておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） この雇用につきましてはハローワークに届け出てそこから募集するということになりますので、必ずしも年金をもらっている方がだめだということではございません。ただし、もちろんこのような実際作業を行い、あるいはこの事業の中ではいろいろなコーディネーター、観光と食との連携とかそういった部分もありまして、かなりフットワーク良く動いていただかなければならない業務でございますので、そういった部分については、もちろん若い方を中心に募集していく考えだということをお聞きしておりますので、これについて私どもは大丈夫であると考えてございます。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑のございます方はどうぞ。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 私も起業支援型地域雇用創造事業の2つの補助に対して質問させていただきたいと思います。2つ合わせてなのですが、先ほどからお話に出ていますが、これは国から来ている事業でございまして、予算上、都道府県で基金をつくって絡んでいる事業であると聞いています。そして採択を受けた事業者へは市町村から補助金として出す形態と聞いておりますが、この各事業体が予算執行するに当たっての指導監督権というのはどこが持っているのか。国の事業で採択されますが、国がその指導監督権を持っているとは思えないものですから、白老町になるのかなという気がしています。これはどちらになるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） お答えいたします。今回の起業支援型雇用創造事業につきましては、国の補助事業で道が基金をつくってそれを市町村で実際に事業化をすると。もちろん道で行っているわけで、そういった中で今回町が実施する事業につきましては、今回いろいろ企業出ていますけど、そこに補助金ではなくて委託事業として企業に委託金をお支払いするという形になります。そういうことからすれば、これはあくまでもどちらも町の事業ということで捉えていただきたいと思います。この指導監督権というのはもちろん発注者側が町でございますので、町が指導監督権を持つということでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 10番、小西です。先ほどから議員皆様のご質問を聞いており、この事業形態、構想計画はすばらしいものであると思います。今の社会経済状況を見ますと大変厳しい状況にある中で難しい経営を強いられるのかなというのは予想されるものですから、この計画自体、補助金を持ってきたということは私も一定の評価をしておりますし推進していただきたいと思います。これがもし2年目以降で委託の事業であるとするれば、白老町が責任を持つという形になるのであれば、町財政の厳しい中ですので、次年度以降の経営に関して白老町が責任をとっていくというようなお考えがあるのか確認しておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） ただいまのご質問でございますが、今回事業化する内容につきましては、あくまでも雇用を創造することが国の事業の趣旨でございますので、今年度は何とかその雇用するためのお金を使って、新しい企業、会社設立から浅いそういうようなところを強化させて今後の継続につなげようという趣旨でございます。今回それをもとに町として事業化を行ったということでございますので、今年度につきましてはこの補助金で何とかいけるのかなというふうに考えてございますが、次年度以降はこの企業自体に

対しては、金額的な支援制度については先ほどもお答えしたとおりお約束はできません。ただ、今後事業を継続していかなければならないという部分につきましては、町としてもこれは政策としてやっていかなければならないというように考えてございますので、それについては人的支援という部分を惜しまずにやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 新しい事業はリスクを伴うということは私も民間の仕事をしていまして十分にわかるところでございます。ぜひともこの事業を成功させて、また次の新しい雇用を生むような政策にどんどんかかっていけるような体制を構築してほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。きのう夜遅くにテレビ番組で下川町の木質バイオマスを利用して、町が過疎地なのですが、その産業によってほかの町からどんどん移住者が来て、その企業に働きたいということで順番待ちしているくらいという報道の番組がありました。これを見て、そこの行政の方の取り組みがものすごく真剣で、これでこのまちをおこすのだという熱意がテレビ画面からもひしひしと伝わってくるぐらいの感じでした。

農業のほうの6次産業人材育成事業なのですが、これは大きなチャンスだと感じています。ですけどやっぱり単年度でついた予算ですから、何が課題かというところだと思っております。それで、食材王国しらおいとの関係はどのようにされるのかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） ただいまのご質問でございますが、今回の6次産業化と食材王国しらおいとの関連ということでございます。今回提案している事業につきましては、前にもご説明しているとおり人材育成と農業を通して食と産業の連携とか、観光の連携といったものを進めていくという形でございまして、その中にはもちろん生産する農作物だけではなく町内のいろいろな資源といった生かせるものは生かして、あるいは加工してというようなことも考えておりますし、今計画しています産地直売所につきましても、ここでつくるもののみを販売するというにとどまらず、いろんな町内の連携している業者さんとか、そういった部分も巻き込みながら多角的にいろいろ販売をしていきたいというような考えもございまして、その辺で、まず食材王国しらおいという部分との連携ができるのかなというふうに考えております。今回は例えばイチゴ等のハウス栽培ということも考えてございまして、これが白老町のブランドになるかもしれないという可能性も秘めておりますので、こういった試験的なものも含めて今後の産業の活性化に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。私がまだ議員になる前に大町商店街に町の特産物の発信基地のようなものができました。あれが、補助金がなくなったときに立ち消えてしまった反省点というののどのように捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 確かに補助金をいただいて町内の商品等をそ

ここに集めて販売するというようなことをやっておりました。しかし、今できているものをそのままそこで販売するというだけではだんだん消費も落ちていくのかと捉えておまして、これは絶えず新たなものを開発、商品化していくというような試みも必要だと思いますし、また地産地消と言いながらも、町内でいろいろ1次の物を2次で加工してそれを販売するというは、町内の消費者だけに販売するというようなことでは、これはもうどんどんと消費は落ちてくるのかなと考えています。今回は産地直売所として町内のみならず、通過する車に乗っている方にも見ていただいて、触っていただいて、買っていただくというようなことも考えておりますし、またこの事業の中では、町外に対する販売、いろいろなルート、そういった可能性もいろいろ探りながら、町でできたものをやっぱりこう広げていくというような業務もございますので、そういった形で幅広くやっていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。野菜づくりのほうは何の根拠もないのですが上
手くいくのではないかと信じているのですが、6次産業化の部分はやはり1年の補助金だけでは販路拡大にしても商品開発にしても多分難しいのではないかと思います。ですから、これは町長公約でもありますし、6次産業化についてはかかわる課が一丸となってやる必要もあるし、また次年度も一般会計に弾力性がありませんから来年度も予算をつけるということを公言できないでしょうけれども、あらゆる可能性を探って次年度もこの6次産業化に向けて継続して何かアクションが起こせるように考えていただきたいのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 来年度以降もこれが単年度で終わらないような形で、我々としても一生懸命やっていかなければならいと考えております。そういった中におきまして、新年度の事業化に向けて、やはりおっしゃるとおり、なかなか一般財源というような部分については厳しい状況でございますが、6次産業化は国のほうでもいろいろ支援を進めておまして、農林水産省のほうでも6次産業化に向けた補助メニュー、あるいは経済産業省、北海道経済産業局にも相談しながらそういった補助メニューを探し、あるいは今回の緊急雇用の事業であっても来年度はあるかどうかまだ決まっておりませんが、仮にあったとすればそれを活用して、同じ形で今回委託する企業には次年度以降はできませんが、そういった6次産業化に向けた取り組みというのはまだまだ可能性はあると思いますので、そういったいろいろな補助メニューを探しながら積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 今までの話を聞いて1点だけ伺います。ねらいはいいということは私もわかります。ただ事業の内容はものすごく幅が広いもので、事業を起こした場合にそれを積み上げていくには相当の年数がかかるだろうということは誰が見てもそう思う。その辺が心配だということをみんなが言っているのではないかと思います。1事業者だけで全ての間口を広げてこれだけのことをやるということは一度には無理だと。だとすれば、先ほどから課長が言うように、ほかの応援隊といいますか、協力者といいますかそういう人たちがなければ成功

しないだろうと。ここまで持ってくるのに、この4,000万円という事業をやるのに協賛者という周りの事業者そういう人たちを捕まえる下準備ができていいのか。あるいはこの予算の中でどれだけの総収入を上げようという目標を立てているのか、そのあたりがきっちりしなかったらこれは先が見えないのではという気がするのですが、そのあたりを教えていただきたい。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） ご質問にお答えします。今回の事業につきまして、先般の議案説明会の資料5の中で2ページのイメージ図をご説明いたしました。その中から今回この委託する業者が単独で全ての業務を行うということではなく、それにはいろいろな協力者がおりまして、特に今回観光の部分でいろいろとタイアップしなければならないということで、虎杖浜・竹浦観光連合会とこの産直センターがいろいろ協力をしながら、観光との連携の部分で人材を育成していくというようなことも考えておりますし、また観光協会の事業者さんにも声掛けをして、今後いろいろな連携ができないかという部分をこれからも図っていきたいというように考えております。さらに今後、事業を進める中でホテルですとか飲食店そういった第3次産業の方面にもいろいろ交渉しながら、連携して町内の消費を高めていきたいというようなことで考えてございます。

収入の目標というお話がございました。今の段階ではまだ具体的に幾ら目標というのは立ててございませんが、なるべく多くの収入を得るということも必要かと思いますが、ただこれは、今回のこの事業の中でこの農作物の種を購入してそれを育てて販売するとなるとそれは収入ということになりますけど、その部分は委託金から差し引かなければならないという状況もありますので、今回この事業を行うに当たってどのくらい自己資金をつぎ込んだ中で経費を出せるのか、そういったものも今後やりながら煮詰めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） そこまではわかりましたけれども、その協賛事業者の件、確かに観光協会だとかそれから竹浦の地域の方々とかそういうのは書いてありますけれども、これから努力をするということで、今どのぐらいの何社の方々にしっかり応援してもらえるという確約はできているのかということまで押さえられているのですか。それもこれからですか。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） まず今回のこの事業化に当たりましては、委託事業者さんと虎杖浜・竹浦観光連合会さんがタイアップした中でいろいろ協議を進めておりますので、虎杖浜・竹浦観光連合会の会員さんにつきましては全面的に協力をいただけるというように考えてございます。観光協会さんにおきましては、観光協会の会長以下事務局のほうには今回こういう事業でこのような取り組みを進めたいという話はさせていただいておりますが、その中で何店協力をいただけるのかという部分はこれからということで考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 全般でいいのですか。歳出も質問ありますが、忘れたら困りますの

で歳入から伺います。5ページの地方債の補正の関係ですけれども、今また国のほうでも地域の元気臨時交付金事業ということで、結構交付金も出すけど裏負担を求めて公共事業等々を起こさせて景気対策するというような事業が来て、過去にも地方自治体はそれを反省したこともありますけれども、今回もそういう部分がありましてその起債の関係ですけれども、24年度に公債費負担適正化計画で発行額を抑制すると言っていますけど、この25年度の借入限度額でいくと今幾らぐらい抑えられているのか。だんだんふえてくるのです。いつもの答弁では、10年でならずからこの年は突出してもいいのだということで、結果的にきのう、おととい議論があったとおりになっている。この適正計画の中でいけば25年度は幾らに抑えようとしているのかを伺います。

17ページ、今まで議論ありましたけれども、白老町観光連携6次産業人材育成事業、十分理解しています。若干理解できないところもあるのですが、今までの議論を聞くとこの事業はほとんど雇用対策です。その事業名が白老町観光連携6次産業人材育成事業となっているのです。この名称をつけた根拠というか理由というのか。今議論されてきた部分でもほとんど失業・雇用対策なのに6次の人材育成になってくるのか。そういうコーディネートする人が今の答弁聞くとまだ決まっていないうようですが、なぜこのような名称になったのかということ。

もう1点、事業の内容は今いろいろ議論したからいいです。この募集は2月頃来たと言っていますね。そしてこのレジュメを見ると3月、4月に二次募集しています。これはここにも書いていますけど、本当に具体的に関係機関への情報の提供、募集の周知、これもまた期間ないのですが、議会にこれも何も話ないのです。過去にも雇用対策で4回やりましたが、なぜしないのだと言ったら、時間ない時間ないと、とうとうなかったのです。議員も今の起業家的な部分でいくと、いろいろな情報の中でこういう小さな会社もある、一生懸命やっているところある、情報あると思うのですけれども、そういう部分の働きかけをしたのかどうか。それで議会にも全然提供なかったのかどうか。

次に、これも議論あったのですが、それも含めて今この地元が非常に企業経営疲弊しているのです。この4,000万円というお金大きいのです。地元の企業の経営者で意欲のある方いると思うのです。そうしたら異業種交流的なものの起業、あるいは若手の企業さんに声をかけてそういうものをつくって、これだけのお金あるよと。もう一つこのような事業できないだろうか。そういう発想のもとに働きかけられませんでしたか。JCだとか経済懇話会などいっぱいあると思います。本来そうすべきで、地元がやるべきだと思います。地元の人が訴えられているわけで、そういう発想、戦略は持てなかったのかということ。

次に、事務的な話をすけど、さきの答弁で町村に責任あると言うけど、おかしいのです。この要綱を見ると道がお墨つきしているのです。有識者会議は道が許可しているのです。それをただやるだけの話です。具体的に言うと、市町村が委託する企業と結ぶ委託契約においては市町村における所定の規定のほか、次に定めるもの4つか5つありますけど、それ以外にこの起業支援型雇用創造事業委託事業者と町として、町における所定の規定は定めているのかです。今言ったように町に責任が来るのであれば、こういうものを定めなければいけないけれども、

どういう責任の定め方を双方、町と委託業者としているのか。それも詰めているのかということです。完全に道はお墨つき与えながら全て町村に丸投げです。こういうことなら道が振興局の窓口で直接やればいいのです。結果的に予算を通して責任は町ですよという言い方なのですけれども、今私が言ったように所定の規定で定めているか。この部分をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず今回の補正予算の2本の起債でございますけれども、この起債を借りましても、適正化計画で出していることしの目標額は5億2,700万円でございますので、今回補正は合わせて630万円と660万円ですから1,290万円です。当初の補正6億8,620万円のうち臨時財政対策債4億3,400万円は抜かれますので、ですから5億2,700万円のうち今回の補正入れましても2億7,720万円と、おとといの前田議員の質問にお答えしたとおり、まだ24年からの継続累積含めても1億円ちょっと、一般質問で答弁したとおり余裕があります。適正化計画の範囲内ということでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） まず1点目の今回の事業が雇用対策でありながらこのような名称はどういうことかということでございます。確かに国からの事業は雇用を目的とした事業でございます。ただ単なる雇用ということではなく、町がいろいろ抱えている案件を解決するために雇用対策の事業を何とか活用してできないかというようなことで、これまでも懸案の6次産業化ということと、なおかつその6次産業化を進める上での人材、こういった方々を養成・育成できるような事業にしたいという中で、この雇用対策事業を活用させていただきながら、今回、町の事業を組み立てたということでございます。

それから、募集の時期的な部分、あるいは周知の関係でございます。ここまで時間がかかったという部分については先ほど松田議員のご質問にもお答えしておりますが、いろいろこの事業の組み立てに時間を要してしまったという部分と、有識者からの意見を踏まえて提案したいというようなことで、今定例会での提案になったところでございます。

地元の企業さんの参入というのはどのようなことなのかということでございますが、これにつきましては、今回募集に当たってはいろいろ広く募集するという方法もございまして、それは町がこのような事業をやりたいということで進めるという形もあります。今回もこれまでの雇用創出事業と同じ手法で担当のほうから各課の担当のほうに照会をかけて行ったということでございます。この事業選定するに当たりましては、以前から、地域内循環とか6次産業化を進めたいという町内業者からの声があったこと、それから、町としても6次産業化の具体的な事業を推し進めなければならないということを考えており、商工会あるいは観光協会のほうに紹介しこのような提案があったものですから、その提案を町の事業として組み立てて募集したところでございます。ただ、今後このようなその異業種参入といった部分については、それを踏まえた上での募集方法も検討したいと考えております。

最後の質問でございますが、今回国の事業でそれを道のほうに補助して、それを基金に積んで基金事業として行っているものでございまして、道は道単独でこのような雇用創出の事業を

行うこともありますし、その一部を道内の市町村に配分して自治体の責任のもとに雇用創出事業を行ってくださいという趣旨で道のほうから通知が来ているというように私のほうは認識してございますので、あくまでも今回町が組み立てた事業につきましては、町の責任のもとにやるというような認識でございます。この中のいろいろな定めというものは契約書によって定められるものというように理解しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 有識者会議を開いて道がお墨つきを与えているのです。本来町がそういう形でチェックするのなら、先ほども質問あって答弁してはいますが、売り上げとか経営状況わかるはずなのです。それをまるっきり分からないで道がお墨つきを与えて、今の答弁を聞くと事業内容を掌握していないわけで、そういう中で町がどうなのかということを言っているのです。それについて伺いたい。

それと募集方法ですけど、答弁なかったけど、私はなぜ聞いたかという、広報などで広くやるべきだったと思う。一例を挙げると今回のようにその町村から来てすぐ農業法人つくってどうこうではなく、会社の名前は言いませんが2年、3年前から苫小牧から若者が来て、広地議員いますけど、そのまちづくりの委員に入っている人方ですが、社台で野菜づくりしているのです。わかっていると思いますので内容は言いません。さきの強風にビニールハウス倒されながらもまた再構築して一生懸命やっているのです。これ若者です。そういう団体にも入りながら日の出に住んで、その会員になってまちづくりにみずから汗を流してやっている。そしていろいろ経験をしている。なぜこういう人方に声をかけられないのですか。私言っているのは、広く募集をしたら、来るかどうかは別にして、もしも議会にあったら私は農業者に話かけます。こういうものありますと。そう思いませんか、町長。これが行政です。聞いたら特定の上がってきた人だけでやっている。これは4,000万円です。きのう、おとといも言っていますように政策をつくる過程でもっと真剣になってほしい。こういう人たちに1,000万円でも2,000万円でもやったらビニールハウスもう1棟できて、過去にも議論ありましたが社台の牧場地区でドライブインの小さいのをつくって牧場風景見ながらそういうものやったらどうですかと。こういう人たちに今やったらできるのです。販売所もあります竹浦が悪いとは言っていない。私が言いたいのは、こういう白老の地に入ってきて一生懸命やっている人方になぜ声をかけられないのですかということです。だから私前段に聞いたのです。もっと、これからいろいろあると思いますが、ぜひ耳を立てて多くの意見を聞く。議員さんも1,000前後の票を集めているということは、それだけいろいろな情報を持っているのですから。そういう中から意見を聞いて反映させるということが大事だと思います。

もう1点は、具体的に聞きますけど、産地直売所の設置があるが、建物の構造、何年をもってどういう建て方をするのか。今議論出ていますけれども、建てたら1、2年で事業できなくなって放置されれば景観に影響ありますが、その辺はどうなのか。それと、ここに建てたことによって同じことをやっている人と競合しますが、あの辺の地域の人たちと十分協力すると言っていますが、そういう業者の方々とお話しされているのかどうかです。そして心よ

く協同してやれると。相乗効果を生むということが図られているのかどうか。

それと、この4,000万円があれば今の内容、雇用も含めて、まちの経営者が出資をしながら起業して、この4,000万円を使って道の駅や海の駅をつくることができましたと思います。そういう声もあるのです。そういう方法が経営基盤安定するし、観光事業者とか商工業者、一般の主婦の人たちも道の駅ほしいと言っているのですが、そういうことの組み立てをするのがこのお金ではないのかと思うのです。それによってまちの産業活性化の起爆剤になるのです。そうすると地元の起業家の人たちも頑張るのです。こういう町から金を出してくれるのだから集まってやるかと、こちらの商売があるけど異業種でやるかと。町もお金ないのにそういうことをやると町や町民を活性化するのです。何もお金を出さなくても、4,000万円ですよ。なぜそのようなことを考えられなかったのか。2月に募集していてこのようなこと話戻りたくないが、議員の皆さんと議論する、JCが入って議論する、商工会の青年部集めて議論する、なぜ情報を集めてやらないのか。私でさえ社台でやっていること分かるのです。その4点を伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） まず1点目についてです。町としても今回委託をする企業さんが今後もこれが継続可能かというのはもちろん資料等を見て判断しております。事業終了後も委託先で雇用が継続し、また委託先が将来地域の雇用の受け皿となり得るかどうかを判断しなければなりません。これにつきましては、ご本人と聞き取りをしておりますし、それから資料等もいただいておりまして、その中で町のほうで妥当であるというふうに判断してございます。あわせて北海道の有識者会議の中で、今後も雇用を継続するという適格性があるということをお願いしておりますので、これらをもって町としてもこの事業者で今後もいけるという判断を行ったものでございます。

それから、順不同になるかもしれませんが、社台の農業者の例もございました。今回につきましては農業を通して観光との連携とか幅広い業務を行うということで、委託する業者さんにつきましてはあくまでも農業主体でございますが、観光連合会との協力をもってやるということでこちらに委託するものでございますが、社台の農業者さんにおきましてもいろいろと意見交換をさせていただいております。その辺の了解をいただいた中で、今回お互いに連携して取り組むというようなことで予定してございます。ただ2月に募集があった中でいろいろな諸団体、議会も含めていろいろな話し合いができたのではという部分については確かにそうでございますので、今後このような事業がある場合につきましてはもう少し時間をかけていろいろな方策を検討していきというふうに考えてございます。

それから、直売所の建物の構造でございますが、今検討しているのはコンテナタイプを想定してございます。永久工作物というものではないものですから、将来的にずっとそれが残ってしまうというようなことにはならないというように押さえてございます。

最後のご質問は、ちょっと大きなお話の道の駅あるいは海の駅の委託金での活用という部分でございます。この辺につきましては、昨年来、観光協会でも道の駅構想報告書を策定し、またJCさんのほうでも道の駅というのを今いろいろ検討されているというような部分も理解して

ございまして、そのような中で、この道の駅等を想定した6次産業化といった事業も組めないかということにつきましては、観光協会さんともいろいろご相談をさせていただきましたが、今回の事業にはちょっと時間がなかった。組み立てができなかったというのが現状でございます。ただ、今回の事業を通して、今考えております竹浦の国道沿いの直売所、これを現在週末に開きたいというような考えでございますので、その中でどのくらいの収穫があってどのようなものがあるかといったものを試験的にやることによって、将来の道の駅あるいは海の駅の1つのデータとして取れるのかなというように思っております。それが今後発展していけば具体的な道の駅の構想をつくり上げることができるのかなというようにも考えておりました、その1つの試験的な試行ということで今回の事業も捉えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。今回、直売所を行うに当たっては、先ほど申したとおり週末を予定しているということで、土日開催ということでございますし、今回、虎杖浜・竹浦観光連合会とも協力しながら行うということですので、この辺についてはご理解いただけるものと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。簡単に具体的なことだけ。今の競合の問題なのですが、現実的に土日、夕市をやられているところがあるのです。それは地元のもの売っているかどうかは別にいたしまして、やっぱりそこはきちっと事前に話をしておくべきだろうと。

もう1つは、町有地ですから永久工作物を建てられないというのはよくわかるのだけど、それを成功させるとしたらこのお金の中で十分トイレまではつくれるのだろうけど、トイレがないのは考えられないのです。同時に、町有地の左側に廃屋があります。もう非常に悪いロケーションなのです。海が見えるということではいいのだろうけど。左か右かよく分からないのだけど確か左側だったと思うのだけど。そんなことを含めて、本当にこの範囲で来年度からもきちっとやれるという見通しなのかどうか。考え方はきのう質問しているので何も言わないけど、やっぱり具体的な部分、竹浦でやるとなったらそういうことはどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 土日の直売所をやるに当たりましては、やはり事前に話すべきとは思っておりますので、それについてはやっていきたいと考えてございます。また、具体的に将来的にもこれにつながるような形でもちろんやるわけでございますが、ただ今の段階では、先ほど申したとおり100%それができるかという部分は別にしまして、もちろんそのへんは我々としても失敗は許されないというように考えておりますので、きちっと支援をしながら来年度以降も継続できるような形でやっていきたいと思っております。

トイレの設置等については、まだ今段階ではどういうものを置くかについては検討されておられませんので、それについては早急に検討したいと思っております。

また、廃屋等につきましては、その辺の手はずにつきましてもまだ動いておりませんので、調査した上で対処したいと思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 後の部分についてはいいです。先の部分なのですが、夕市なのです。

例えば昼間やるとか、その竹浦でやっているのはうちの町内会の人だから。竹浦でやっている人と競合しないで一緒にできるような話し合い、例えば夕方まではそっちでやって、夕方からはこっちでやるとか。やっぱり余り機械的でなくて弾力的な考え方でないと、そして竹浦全体が、竹浦に行けば朝でも昼でも夜でも買えますよと。朝でも買う人きつといるかもしれないのだから。そういう機械的な発想でなくてもっと弾力的な、土日の夕方はやらないで金曜日の夕方にやるとかそんなことも含めて。聞いているとカチンカチンでつくっているような感じがするから、そこら辺はそういうことも含めて、指導する立場であれば検討してみてください。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 今のご意見をふまえて、委託業者さんと話し合いをして、弾力的にできるものは弾力的にやっていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。言いたいことはたくさんあるのですが、どうしてもここで確認したいことが1点あります。それはあつれきの問題です。今も大淵議員からご質問ありましたが、予定地とされているすぐ隣にカニを販売している販売業者さん、少し離れたところに海産物を販売している業者さんもあります。また土日販売もありますが、あと野菜を販売するとなるとスーパー、そしてそれに関連する商工会、観光協会もある程度その産直についての造詣が深い方も多いので、せめて今私がお話ししたような海産物、スーパーと商工会、観光協会はきちんとご理解いただいて進んでいかないと、委託業者任せでは不安だと思うのですが、このあたりについて。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 今回の事業につきましては、あくまでも委託事業ということでありながらも、町がきちっと支援しフォローしながら進めていくという覚悟でやっておりますので、もちろん今言われた関係団体、事業所を含めて全て委託業者さんお願いいたしますということではなく、町も動かなければならないと考えてございますので、その辺はご安心いただければと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 関連して何点か質問したいと思います。まず名前なのですが、農業生産法人とあります。農業生産法人と農業法人とあると思いますが、この違いというか、今回なぜこの農業生産法人となったのか。それとメリット、デメリット、これどうなのかということに質問したいと思います。

それと今回この説明書の中にもありますが、白老で唯一の野菜生産を中心としてやるということになっているのですが、これは農協との関係はどうなのかと。本来であれば野菜を生産して農協に市場に出荷するという流れになるのですが、今回産直センターを運営するに当たり恐らく直接そういうことができるからこういうような名前になったのだろうと思いますけど。その何点かについて質問します。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 1点目の農業生産法人と農業法人との違いあるいはメリット、デメリット、これにつきましては申しわけございません。調べておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、今回の事業における農業と農協との関係につきましては、産業経済課長からお答えいたします。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今のご質問でございますけれども、直売所の関係なのですけれども、これ自体は、この方はもともと農協関係を通してやっていなかった方なものですから、あえて農協に加入してやらなければならないということにはならないと思っております。なおかつ農協を使わなくても今たくさん個人がやっている直売所もございますので、そういう関係で農協に入らなくても事業ができるということでご理解いただければと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 前もそのような仕事をしていたということですが、その規模はどの程度の規模か。恐らくもっともっと農地を拡大してやっていかなければ、この説明のイメージの中に、例えば直販、直売所までその生産物がいくかどうかというか、1年でこれだけ4,000万円の事業をするのですけれども、恐らくこれ長い目で見ないと、そんな一気にその直売所で、生産物が野菜だけではないかもしれないですけど、本来の目的のものがはたして直売所に満たされるかどうかということもあると思います。ですから、まだこれからやってみないと分からないというところに予算がついているということにちょっとひっかかるのですが、これは町の委託事業なので、そういう農地の拡大等をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今のご質問でございますけれども、これを立ち上げた方につきましては、もともとむかわ町で面積にしますと大体200ヘクタールぐらいブロッコリーとかをつくっていらっしゃって、11年ぐらいその会社にいらっしゃって場長をしていたということ聞いてございます。その関係で今こちらに来て仕事をしているという形になってございます。それとあわせて、これから現在の農地から少しずつ耕作面積をふやしながら計画をしていくというように聞いてございます。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 先ほど保留いたしましたご質問でございます。農業生産法人と農業法人の違いということでございますが、簡単にご説明させていただければ、農業法人というのは、農業に関係している法人の総称を指しております。その中で農業生産法人というのは、農地の権利を取得することができる法人というような定義になってございます。例えば農業法人というのが大きなくくりとしてある中、農業生産法人とか、農業生産法人以外の法人、これは農地法の第3条第3項の法人とかいろいろとありまして、そういった違いとなっております。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。今説明にあったように、できれば地元でつくられた野菜がそこにたくさん満たされて、そこにもたくさん人が来ればいいなど、この事業が成功すればいいなという一人なのですが、ただいろいろな思いがありまして質問したのですが、今言われたようにこの法人をつくと、ほかから農産物とか持ってこられないことになっていると思うのです。ですから、1年目で、これからのことを言えば少しずつふえるという話なのですが、今回直売所もつくることになっています。その時に、どの程度の規模の直売所になるのか、今コンテナと言いましたがプレハブのようなものなのかイメージがわからないので、間に合わせ的なものなのか。これ予算520万円ついているのです。相当な建物ができると思うのです。その直売所に商品が満たされるとはなかなか考えにくいのですが、その辺の持って行き方というのは町でどう押さえているのか。他からは持ってこられないことになっていると思うのですけど。

○議長（山本浩平君） 今の質問は、よそで生産されたものをそこでは販売できないのではないかとこの質問ですね。

〔「そういう確認です。」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 例えばメロンなどを夕張から持ってきて売れないのではないかとこのことですね。

大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 白老町以外から農作物を持ってきてそこで販売できるかどうかにつきましては、特段の定めはないと理解してございますが、ただ、白老町で例えば夕張メロンを売ったところで、それは白老町のためにならないと考えておりますので、これはあくまでも白老町が何らかの1次産品であったりあるいは加工品であったりといったものを中心に販売していくというのが今回の直売所の役割かなというふうに考えてございます。

また、どのぐらいのものを売るのかという部分については、今段階では具体的に何平方メートルでというようなところまで私どものほうも押さえてございませんが、まずは差し当たって、例えばテント市をやって、その後に段々いろいろな連携の中で、いろいろな事業者さんとの協力のもとに商品もふえていくというふうに考えておりますので、少しずつ広げて最終にはコンテナ的なものでやっという形になろうかなというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第 2号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正
予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第4、議案第2号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議案第2号でございます。議2-1をお開きください。平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

平成25年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,615万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,137万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番(吉田和子君) 1点お尋ねします。介護保険事業基金積立金なのですが、現在どれぐらいの金額が積み残っているかお伺いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 基金の積立残高の関係でございますけれども、このたびの1,555万284円を積み立てした後の残高で6,128万6,263円となっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 介護保険制度と保険料については3年ごとの見直しなのですが、次の見直しは27年からになるのか、それでいいのかどうかということ。それまで基金も少しふえると思ってもいいのかお伺いします。

これはちょっとお願いなのですが、介護保険での質問はこじかないものですから、在宅介護等で男性が女性を介護している場合に、トイレとかは一緒に入っている車いすを押していると介護している人だとわかるからいいのですけれども、女性の下着を買いに行かなければならないときなど、日本独特のものがあって、男性が女性の下着売り場にいると違和感を持った変な目で見られます。かわりに頼まれてそのようなところへ行く人は、介護職員でしたらスタッフとわかります。在宅で看護している男性のために、介護中ですか、介護していますよとわかる何かがあると、そのようなところに奥さんのために気持ちよく出かけて、介護してあげられるという話があったのですが。その点、今後考慮していただければと思います。ちょっと話がずれるけれども。すみません。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） ご存じのように介護保険の見直しは3年に1回でございます。この次の見直しとなりますと平成27年です。それで、見直し時期なのですけれども、来年度26年度に入ります。

それから、もう1点の男性の方が女性の方を介護する際に、例えばトイレに入るときなどの表示というのでしょうか。現在こちらでは検討はしていないのですが、今の議員のご意見があったことについて、今後内部で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 議案第4号について説明いたします。議4-1になります。議案第4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について。

白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月14日提出。白老町長。

次に、議4-4の議案説明であります。白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について。

平成25年5月27日に都市計画決定告示した虎杖浜地区地区計画においては、都市計画法の規定に基づく地区整備計画として建築物の制限等を定めているところであるが、当該地区の適正な都市機能と健全な都市環境を確保すべく、建築基準法第68条の2第1項に基づき、建築物の制限等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案の補足であります。議案説明しているとおりの建築物の制限の規制等につきましては、地区整備計画の決定で規定されております。この条例につきましては、地区計画の細かい部分と第9条の罰則ですが、それを条例化して地区計画の効用を大きくしたいということで設定しております。

以上でございます。

白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（適用区域）

第2条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画区域に適用する。

（建築物の用途の制限）

第3条 地区整備計画区域内においては、別表第2（ア）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、町長が当該区域内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

3 町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、白老町都市計画審議会の意見を求めるものとする。

(建築物の外壁面の位置の制限)

第4条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線又は道路境界線までの距離は、別表第2(イ)欄に掲げる距離以上でなければならない。

(建築物の高さの制限)

第5条 建築物の高さは、別表第2(ウ)欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項に規定する建築物の高さは、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。

3 第1項の規定は、町長が当該区域における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

4 町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ白老町都市計画審議会の意見を求めるものとする。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第6条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該区域に係る第3条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、この規定を適用しない。

2 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合で、前項の規定により難しいときにおける第3条の規定の適用については、法第91条の規定の適用の例に準じて町長が定める。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第7条 法第3条第2項の規定により、第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第8条 この条例の規定は、町長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主

(2) 第4条又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 13番、前田です。制度化は聞きましたが、かといって聞く時間がありませんでしたので、ここで逐条解説的なことを2点ほどお聞きします。

まず第3条の2項、前項の規定は、町長が当該区域内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しないということを言っていますので、この適用しないと規定しているのは、なぜ適用しないのかという理由と、どういう建物だと許可するのか。それと、町長の裁量権というのはどこまで発生するのか。この部分です。

それと第8条、この条例の規定は、町長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しないと言っています。これよく理解できないのです。具体的に何を適用しないのか。その辺を伺っておきます。

それともう1点は、この条例の設置の経緯については十分理解していますけれども、この条例の適用の趣旨を明確にしておくためにも、多分、企業進出のための条件整備についての受け皿として条例をつくらと言っているのです。この条例を適用させるための進出企業はどこなのか。そして前回も聞いていますけれども、きょう条例が制定になりますから、改めてどういう内容に基づいてこういう条例の制定になったのかをお聞きします。

○議長(山本浩平君) 岩崎建設課長。

○建設課長(岩崎 勉君) 今の議員からの説明の第3条第2項と第8条につきまして、まず第2項につきましては、町長が公益上必要な建物につきましては、この計画の制限で、工場は地域資源がないとか、建物の高さはこうしなければならないとかあるのですけれども、そこが

著しく違反しないものにはある程度許可できるということでございます。

それと第8条につきましても同じなのですが、そのこの地区の周辺住民の方が利用する保育所とか学校とか、社会福祉事業などの更生施設とか、そういうものについては許可できる。あとは、そのこの周辺の方が生活サービスとして利用できるものとして床屋さんとか、美容院とか自動車修理工場などは特例として認めることができる形でございます。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 3点目のご質問でございます。本条例につきましては、先ほど建設課長のほうからご説明がございましたが、現在本町で企業誘致を行っている中におきまして、この旧虎杖中学校を活用する手法として、ここに地区計画を設定して、今回その企業誘致を実現させるための条例という位置づけでございます。今企業誘致で交渉している企業名につきましては、東京にある株式会社ナチュラル・サイエンスでございます。この会社につきましては、現在も化粧品等を製造している会社でございます。企業誘致が実現した暁には、旧虎杖中学校の敷地におきまして、化粧品を製造するという計画でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今岩崎課長から説明があったのですが、具体的に、申しわけないですが、わからないのですが、別表第2で規定している部分を弾力的に建物の規制をしていますが、これ以下ならいいのだということですか。

それともう1つは、床屋も保育所もいいと言ったけれども、この条例の制定の前に、この地区に企業が進出するために面積が決定されて、区域が設定されていましてけれども、その中に今言った地域の人が必要であれば床屋だとか、保育所は多分まずないと思うけど、この狭い区域の中に建てることができるということですか。まずそれをお聞きします。

多分あり得ないと思いますし私も希望していませんが、この進出企業の諸般の事情によって、この土地・建物を転売した場合は、この条例で規定している用途制限の規定は、売却先の企業、個人そういう方々に適用となるのか。その辺の条例の範疇はどうなっているか。転売した後、どのようなネットが被っていて、そのまま生きるのか、あるいは自由に使えるのか。

それと、多分この条例では、地元が強く主張している地下水の汲み上げ、掘削という言葉を使っていいのか、そういう部分についての対処はこの条例では制限できないと思いますけれども、その辺の確認をいたします。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 先ほどの説明で、別表第2に掲げる建築をしてはならないというのは、この表に載っているものが建てられるというのがこの今の地区計画でございます。その中で、本来余り許されないけれども、何かここにちょっとしたものを建てたいとき、これに載っていないものがある場合に、言ってしまえばそれを救うためにこの条例の第3条第2項にはつけております。これは、都市計画審議会の中で認めてもらわなければ建てられませんので、その中で必要か必要でないかを判断していただくという形になるかと思っております。

次に、所有者ですが、今構想している企業の方が変わった場合は、それにつきましては、今後そういう段階でまた相談を受けまして、この地区整備計画とか条例等は北海道との協議が必要ですが、変更していくという形でやっていくということになります。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） 水井戸の掘削制限の関係でございまして、この関係につきましては本条例では規定できないことになっておりますので、契約書あるいは覚書等で議会や地域の皆さんの意見を極力反映させるように対応したいと考えておりますし、また今後、当社が計画する事業計画においてもこうした意見を反映していただくよう、企業のほうには要請しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） そうしたら、企業主が変わったらこの条例上の規定を受けないということですか。また新たに計画を立てて道の許可をもらうということですか。今の白紙になるという意味ですか。

それと、最後にしますが、水の部分ありました。ここで聞いていいか分かりませんが、前回は聞いていますけれども、土地の処分方法として不動産鑑定をしていますけれども、差支えなければ評価額と、その土地の処理は今どういうように企業さんと進んでいるのか。いろいろ議論される場所あると思いますけれども、差支えない範囲でお聞きします。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） この条例案は、地区計画にのっとってつくっています。地区計画は、土地の所有者がこういう形でこのところを使いたいと計画を立て、それで地区計画を立てていくのですから、もし新しくその所有者が変われば、今制限してできないものも、それについてやりたいということであれば、地区計画の制限を変えてそれに対応するというような形になります。要は、白紙にもどるのではなく今の地区整備計画はずっと生きるのですが、その整備計画の用途とか内容を変更していくということになります。

○議長（山本浩平君） もう一回許します。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 確認しますけど、今の企業さんが土地をこういう条例を使って用途区域を決め、この地域をこの範囲で使いますと。だけど、たまたまこの企業が別な企業に売って何らかの形で別な商売するよと。変な話ですが、この水も使いますからそれは届け出して道の許可をもらえば、土地を売るときに用途指定をした権限がついて新たに売れるということですか。だからその時に町がどのような規制をかけることができるのかということですか。それだけ聞きます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 説明が悪いのかもしれませんが。要は地区計画ですから、その地区の建築物の制限なのです。ただそれは、所有者が変わっても制限はそのまま残ります。その制限でやれない場合に、新しい所有者がもしこういう形で用途とか建築物の制限を変えたいとい

う相談があれば、北海道のほうとも協議しまして、新しく来た企業さんかどうか分かりませんが、その企業がやりたいような計画にするよう建築物の制限を変えていく、用途制限を変えていくという形になります。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○営業戦略担当課長（大黒克己君） もう1点のご質問でございます。不動産鑑定の評価の関係でございます。今回進出企業にこの土地、建物を売却するに当たりまして、根拠となる評価額というのが必要なるので、本年2月に不動産鑑定の業務委託を行って金額をはじいていただいております。その価格を企業さんに既に提示して協議を進めてございます。全国のこういう廃校跡地の利用に関して、なかなか売却が進んでいないという中におきまして、今回の相手企業さんについては、虎杖中学校をととても気にいただいているので、この提示金額で話を進めさせていただいております。契約の内容を含めまして協議中でございますので、現段階では金額の公表は差し控えさせていただきたいと思いますが、ある程度条件がそろい次第、議会へご説明させていただきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします

採決いたします。

議案第4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議案第5号でございます。議5-1をお開きください。障害

者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月14日提出。白老町長。

議5-3をお開きください。議案説明でございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本町における関係条例を整備する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(白老町地域生活支援事業条例の一部改正)

第1条 白老町地域生活支援事業条例(平成18年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第2条 白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条中白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定、同条例第1条の改正規定(「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。)及び次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を改正する。

別表中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

白老町地域生活支援事業条例新旧対照表(第1条改正関係)

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。第77条の規定に基づき、障害者及び障害児がその個々に有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人々が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与していくことを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。第77条の規定に基づき、障害者及び障害児がその個々に有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人々が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与していくことを目的とする。</p> |

白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表（第2条改正関係）

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>白老町<u>障害程度区分判定等審査会</u>の委員の定数等を定める条例</p> <p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する白老町<u>障害程度区分判定等審査会</u>（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数は、8人以内とする。</p> | <p>白老町<u>障害支援区分判定等審査会</u>の委員の定数等を定める条例</p> <p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する白老町<u>障害支援区分判定等審査会</u>（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数は、8人以内とする。</p> |

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第6号でございます。議6-1でございます。議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月14日提出。白老町長。

次に、議案説明でございます。議6-3でございます。白老町税条例の一部改正について。

地方税法の一部を改正する法律が施行され、国が一律に定めていた内容を市町村が自主的に判断し、固定資産税等の特例割合を条例で決定できる仕組み（地域決定型地方税制特例措置）が導入されたことから、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。

白老町税条例の一部改正について

| 改正前 | 改正後 |
|-----|---|
| 附 則 | 附 則 <u>（法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合）</u> <u>第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> |

| | |
|--|--|
| <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>第10条の2</u> 略</p> | <p><u>3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は</u> <u>3分の2とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>第10条の3</u> 略</p> |
|--|--|

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第7号でございます。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成25年6月14日提出。白老町長。

議7-2をお開き願います。議案説明でございます。

本組合への北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第8号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成25年6月14日提出。白老町長。

議8-2をお開き願います。提案説明でございます。

本組合への北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表につきましては以下のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第 1号 平成24年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第10、報告第1号 平成24年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提案者からの説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第1号 平成24年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成24年度白老町一般会計補正予算（第11号及び第12号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月14日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がございましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明

書の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第11、報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 報告第2号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成25年6月14日提出。白老町長。

- 1、株式会社白老振興公社平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画。
- 2、一般財団法人白老町体育協会平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明ありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 7番、西田でございます。2つの法人の経営状況を提出いただきましたけれども、近年非常に雇用情勢が悪い中で、2つの大きな団体で雇用されている方々いらっしゃると思うのですけれども、全部町内の方だと私はそのように思っていますけれども、実際にここで雇用されている方々が町内に住んでいる方なのかをお尋ねしたいと思います。町民の方からこういう町が出資しているようなところには、ぜひとも町内に住んでいる方を採用してほしいという意見があるものですから、どうなのかということ。

実際にここで働いている方々、先ほども緊急雇用対策のところでありましたけど、本当に年金をいただいている方が働いているのか、それともきちっと自分たちの生活を守るために働いているのかということは非常に大事なところだと思うのです。やはり生産年齢というのか、年金をもらっていない方で自分の生活を確保していくということは非常に大切なことだと思いますので、その辺を人数で結構ですけれども、割合がどのようになっているのか。今すぐわからなかったら結構ですけれども、教えていただければと思うのですけれども。

○議長（山本浩平君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 私が押さえている中では、振興公社でお答えします。社員、嘱託、パート、25年4月1日現在ですけれども63名の方々がおります。その中で、町外に住居を構えていて振興公社に努めているという話は聞いておりませんし、ほとんどが町内在住者というように認識しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 葛西総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） ただいまのご質問でございますけれども、私

のほうもここに従事する方については、皆さん町内に居住していると確認させていただいております。年金をもらっているかとか、今現在どういう状況かということは押さえておりません。ただ、私ども顔を合わせている中で若い方が4、5名いらっしゃいます。その他の方は、ある程度年金をいただいている年齢なのかなということで、正式な数字ではございませんけれども、こんな印象を受けているところでございます。人数は、正職から臨時まで含めまして17名の方が勤務しております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 63名と17名、80名の方がここで雇用されていて、大きな雇用ではないかと思うのです。できれば町内在住で、なおかつ年金をいただいている方々にこういうところでぜひ働いていただき、白老町の雇用情勢というものをよくしていただきたいと思うのですけれども。そういうお考えがあるのかどうか。またそのようなことは無理なのか。その辺お伺いして質問を終わりにさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 振興公社に限って申し上げますと、そういったことを毎年予算編成時期には振興公社と、各施設の清掃業務とかもろもろございますので、そういう委託の事業内容について私ども総務課のほうで窓口となって調整をさせていただいております。そういったことも含めて、今西田議員からあったお話も今後振興公社のほうに要請していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 葛西総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） ただいまのご質問でございます。私のほうでは正職員、嘱託まではある一定レベルの賃金体系になっているのかなというような想定しておりますが、それ以外の臨時の方々については、ある程度現役をリタイアされた方が入ってきているということで、その辺のバランスは狂ってはいないのかなというふうには考えているところでございます。今後におきましてもその辺は体育協会と協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第12、報告第3号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を、同条第3項の規定によ

り、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何か特にお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の設置について

○議長（山本浩平君） 日程第13、特別委員会の設置についてを議題に供します。

6月18日の議会運営委員会委員長報告において、特別委員会設置の経過説明がありましたとおり、現在、町では新財政改革プログラムの全面的な見直しを行い、財政構造の変革を目指す（仮称）新行財政改革計画の策定を進めており、財政的負担を伴う重要な行政課題についてもその方向性が決断される見込みであります。財政の健全化、重要な行政課題の解決については、町民生活の安全・安心を図る上で非常に重要であり、議員全員がより多くの情報を持って検討し、議会として十分な議論が必要であると考えます。

このことから、議長を除く議員全員の委員をもって構成する白老町財政健全化に関する調査特別委員会を設置し、これを付託して、調査終了まで休会中の継続調査とすることにいたしました。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員全員をもって構成する白老町財政健全化に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで休会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） この際、議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので報告いたします。

白老町財政健全化に関する調査特別委員会、委員長に小西秀延議員、副委員長に山田和子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

調査方よろしくお願いいたします。

◎承認第 1 号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第14、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり北海道町村議会議員研修会等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第 6 号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第15号、意見書案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

我が国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人もの肝炎患者が亡くなっている。「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、（以下「C型肝炎救済特別措置法」という。）」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「B型肝炎特別措置法」という。）」が成立し、裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。しかし、カルテや明確な証明が必要なため、裁判に出し

て救済されるのはほんの一握りにすぎない。

また、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済の仕組みがない。肝炎治療費への十分な支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国においては、肝炎対策基本法に基づいて、B型・C型肝炎患者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1、肝炎対策基本法に基づき、B型・C型肝炎の患者に対して健康手帳や支援金を、これらの肝炎による死亡者に対して一時金を支給するなど、救済に必要な法整備、予算化を進め、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準の改善や、経済的負担の持続的な軽減を図ること。
- 2、「B型肝炎特別措置法」については、母子手帳や予防接種台帳以外の記録や患者、家族の証言、証明などにより集団予防接種が原因と見られる患者を幅広く救済できるよう、弾力的に運用すること。
- 3、「C型肝炎救済特別措置法」については、カルテ以外の記録や患者、家族の証言、証明などにより、特定血液製剤を使用した可能性のある患者を幅広く救済できるよう弾力的に運用すること。
- 4、治療薬、治療法の開発や治験の迅速化を図るとともに、肝炎ウイルス検査の徹底と診療体制の充実を進め、早期発見、早期治療につながる施策を充実させること。
- 5、B型・C型肝炎に対する偏見や差別の解消を図り、肝炎の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。
議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 7号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第16、意見書案第7号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

[10番 小西秀延君登壇]

○10番（小西秀延君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動
に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）

漁業者は、食料の安定供給ばかりでなく、藻場干潟の保護による環境保全、操業を通じた国境監視や海難事故等に際しての人命救助等の多くの役割を担っている。

また漁村には、漁業者を構成員とする水難救難所が設置されており、ひとたび海難事故が発生した場合、多くの漁業者が救難所員として救助活動に従事しているが、近年、海難事故は漁船ばかりではなく、海洋レジャーの普及によるプレジャーボート等の事故も増加しているほか、近日の情勢変化により海上保安部の活動範囲が広がるなどしているため、水難救難所の役割についても、かつての漁業者の相互扶助から、現在では広く国民の生命財産を守る役割へと拡大している。

このような中で海難救助に当たる「水難救難所員」はあくまでもボランティアであり、救助活動の際の災害に対する補償が限られていることから、水難救護法により救難所の位置づけや、所員の身分を保障する必要がある。

また、救助の際の経費など、救助活動への経済的支援拡充が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1、水難救護法の改正により身分保障の確立を図ること。
- 2、現在ボランティアとして対応している水難救難活動に対して、救助所要経費等の支援を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 7 号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 8 号 輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 17、意見書案第 8 号 輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 意見書案第 8 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書（案）

ガス、小麦、食料品など、この春から生活必需品の相次ぐ値上げラッシュが、道民の暮らしを直撃しています。

輸出企業や一部の富裕層は株の値上がりなどの恩恵を受けて巨額の利益を手に入れている一方で、一般庶民は円安政策の影響から出費が増えています。特に中小企業が多く、海外輸出向けの製造業が少ない道内では、納入単価が上がらず原材料費の値上がりだけが経営を圧迫し、景気回復の効果などは感じられません。

道内主要産業の農林漁業の現場においても、ハウス農家や酪農生産者の経営圧迫や、小型イカ釣り漁船の一斉休漁にみられるように、今後最盛期を迎えるイカ漁など道内漁業にとっても

深刻な影響を及ぼしかねません。

消費者物価指数を押し下げているのはパソコンや家電製品の下落で、食料品や水光熱費など諸物価は値上がりしています。まして、国民所得の向上の対策がなかなか浸透していないなかで、物価だけが上がれば道民生活、地域経済は破綻します。

よって、道民の暮らしを守り、本格的な道内の景気回復につながる経済政策への抜本的転換と以下の具体的な対策を求めるものです。

記

- 1、政府は経済団体に賃上げの要請をしましたが効果が十分にあらわれていません。大企業の内部留保の一部を、賃上げや正社員化のために活用することをさらに働きかけること。
- 2、道内水産業に大打撃を与えかねない燃油高騰対策として、2007年から2008年の燃油高騰時に行った規模の対策・自治体向けの特別交付税措置を行うこと。
- 3、自然エネルギーの実用化と普及のための地域のエネルギー政策を支援・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略して、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に 反対する意見書(案)

○議長（山本浩平君） 日程第18、意見書案第9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）

社会保障制度改革国民会議は、4月の会議で軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、支援者の介護給付範囲を適正化すべきである。具体的には保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア・NPOなどを活用し、柔軟かつ効率的に実施すべし」との方向を議論の整理点としてまとめました。要支援1・2の認定者を介護給付の対象からはずし、全体の介護費用を抑制しようというものです。

要支援1・2の認定者に対する配食・見守り・生活支援サービスなどを保険外サービスとし、受け皿をNPOやボランティアでも可能とすれば、専門職以外でも可能となります。このことは国による給付の削減を意味します。公費が削られ、サービスが縮小すれば、公的な保険制度だけでは安心できず、老後や介護の備えを個人の努力で行わなければならなくなります。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するための国家による保障です。高齢者の生存権を保障するためにも、保険給付範囲の削減を行うべきではありません。

よって政府は現在「社会保障改革国民会議」で検討されている、要支援1・2の認定者を介護保険給付の対象から分離する案を採用せず、介護制度の充実を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第19、各委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1、調査事項、議会改革に関する事項（第三次白老町議会改革の検証について）。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

6、調査結果及び意見。

本委員会は、平成20年定例会6月会議において、「第3次議会改革の取り組み」について報告し、「町民に開かれた議会」、「町民に親しまれる議会」、「議員の政策能力向上」、「議員の倫理」、「会議の運営」、「議員定数等」の6区分を柱に16項目の改革に取り組むこととした。

第3次議会改革は、平成24年度をもって計画期間が満了することから、改革項目の取り組み結果について昨年度から検証を行ってきたものである。

（1）、白老町議会改革の経過について。

白老町議会は、平成9年に議会改革に関する調査委員会を設置し、みずからの権能により「議会改革の目標」を定めて以来、約15年余りの期間において不断の議会改革に取り組んできた。

この約15年間は、平成10年度からの「第1次議会改革」、平成14年度からの「第2次議会改革」及び平成20年度からの「第3次議会改革」に区分されるが、議会改革の一貫したテーマは、「町民に開かれた議会」、「町民に親しまれる議会」、「議員の政策能力の向上」であり、町民に信頼され、共に歩む議会を目指して活動を行ってきたところである。

これらの取り組みは、全国・全道に先駆けて行っており、北海道内の議会改革先進地として高い評価を受けているものであり、第3次議会改革の期間中には、142団体、1,400人を超える市町村議会議員等が視察に訪れている。

（2）、第3次議会改革の取り組みと実施結果及び検証について。

第3次白老町議会改革は、計画期間を平成20年度から平成24年度までの5カ年間と定めて、白老町自治基本条例の議会に関する条項を基に、6区分・16項目の改革項目を掲げ取り組むほか、第1次及び第2次議会改革において改革してきた項目についてもさらなる充実を目指すこととした。第3次白老町議会改革の6区分・16項目については、記載のとおりでございます。

これら6区分・16項目の改革項目は、さらに具体的な項目を定め、取り組んだ結果、別紙「第3次白老町議会改革の取り組み結果（平成20年度から平成24年度）」のとおりであり、おおむね着実に推進したものと判断するところである。

また、一部未実施の項目については、引き続き検討を進めるものである。

（3）、今後の取り組みについて。

地方分権改革の歩みは、平成5年6月の国会による「地方分権の推進に関する決議」に始まり、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止されるなど、国と地方自治体は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に変わり、地方議会の守備範囲は飛

躍的に広がった。

しかし、その後の三位一体の改革による地方交付税の削減などにより、地方財政は悪化の一途をたどり、議会に対しても議員定数・議員報酬など、住民の不満・不信が強くなっている。

議会は、首長及び議会議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制のもと、首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら自治体運営の基本的な方針を議決により決定し、その執行を監視し、また政策提案を通してまちづくりが行われていく。地方分権によって議会は自治を担う機関としてますますその存在は高まっている。議会が名実ともに住民の代表機関として活性化し、討論の場として機能を発揮しながら、住民の信頼を得る努力が必要である。

そのために何をしなければならないか、常に住民を基軸とした議会運営を行うことはもちろん、議員個々の能力を高め、政策追求型から政策提案・討論型の議会に改革し、住民の視点に立った住民と協働する議会でなければならないと考える。

今、財政問題を初めとする重要な行政課題を抱え、議会の果たす役割は非常に重要であり、多様化する住民の意思を反映し住民に信頼される議会を目指し、引き続き議会改革を推進していくものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事項、(1)、分科会、①、産業厚生分科会、白老建設協会との懇談。(2)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、白老建設協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙活動報告書等のとおりでございます。

(2)、小委員会。

小委員会は、議会広報第143号の編集・発行、及び広報広聴の調査・研究を行った。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、それぞれの委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 次に、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各委員会の委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎要望書等の配付について

○議長（山本浩平君） 次に、皆様のお手元に要望書等5件を配付しております。

それぞれ関係する団体から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日21日から9月30日までの102日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日21日から9月30日までの102日間を休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 吉 田 和 子

署 名 議 員 齋 藤 征 信

署 名 議 員 大 淵 紀 夫